



□問い合わせ 湯河原町消防本部警防課予防係 ☎60・0177

## あなたの住いに住宅用火災警報器は設置されていますか？

湯河原町火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。（真鶴町は、湯河原町に消防に関する事務を委託していることから、湯河原町火災予防条例が適用されています。）

### 設置する場所

煙感知式の住宅用火災警報器をすべての寝室と階段の上部（2階以上に寝室として使用する部屋がある場合）に取り付けます。アパートや職員寮などの共同住宅で、ご自身で設置してよいかわからぬ場合は建物の所有者などに相談しましょう。

また、台所や居室への設置義務はありませんが、設置するとより安全です。



### どこで販売しているの？

ホームセンター、防災用品店、電気店、家電量販店などで販売しています。

### 悪質訪問販売に注意！

町職員、消防職団員が訪問販売することはありません。また、消防本部が特定の業者に販売を委託することはありません。

### 電池切れに注意！

住宅用火災警報器に内蔵されている電池の寿命は約10年と言われています。設置されている住宅用火災警報器が、火災ではない時に鳴動したりランプが点滅した場合には、電池の容量が少なくなっているサインかもしれませんので定期的に点検しましょう。

### 設置・交換を支援します！

ご自身で設置・交換ができない人は消防職員が取り付けの支援をしますので、お気軽にご相談ください！

## 秋の火災予防運動 11月9日～15日 『お出かけは マスク戸締り 次の用心』

4つの習慣	①寝たばこは絶対にしない、させない。 ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。 ③コンロを使うときは火のそばを離れない。 ④コンセントはほこりを清掃し不必要なプラグは抜く。
6つの対策	①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

### 11月9日は「119番の日」

119番通報の際は、次のことを知らせましょう。

- ①「救急」か「火災」かの区別
- ②来て欲しい場所の住所と名前(家や店など)  
または、目標となる建物の名前
- ③どうしたのか
- ④通報者の名前、電話番号

また、音声での緊急通報が困難な人は、スマートフォンなどから直接通報できる「Net 119 サービス」が利用できます。利用には登録が必要ですので、詳しくは湯河原町消防署までお問い合わせください。



□問い合わせ 湯河原町消防署 ☎60・0119